

京都府後期高齢者医療広域連合監査委員告示第1号

定期監査の結果に係る措置状況について

平成30年度に実施した監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法第292条において準用する同法199条第12項の規定により、京都府後期高齢者医療広域連合長から通知があったので、その結果を別紙のとおり公表する。

令和元年5月28日

京都府後期高齢者医療広域連合監査委員
京都府後期高齢者医療広域連合監査委員職務執行者

川村 和久
長岡 一夫



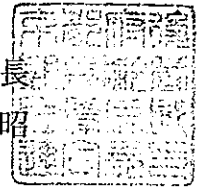


元京広第262号

令和元年5月28日

京都府後期高齢者医療広域連合
代表監査委員 川村 和久 様

京都府後期高齢者医療広域連合長
堀口 文昭



定期監査の結果に係る措置状況について

平成31年2月7日付けで提出のあった京都府後期高齢者医療広域連合定期監査結果報告（1京広監第3号）について、別紙のとおり措置を講じたので、地方自治法第292条において準用する同法第199条第12項の規定により、通知する。



(別紙)

平成30年度定期監査の結果に係る措置状況について

1 備品整理簿の記載方法について

(指摘)

備品については、京都府後期高齢者医療広域連合財務規則の改正(平成29年4月1日付け)により、取得価格が2万円以上から10万円以上に変更されたが、備品整理簿には引き続き取得価格が2万円以上10万円未満の物品が記載されていたことから、除却等により整理されたい。

(措置の内容)

備品整理簿については、取得価格が10万円未満の物品を除却し、10万円以上の物品を記載するよう整理を図った。

2 備品整理簿の記載誤りについて

(指摘)

備品整理簿の記載誤りが2件認められたため、再度点検を行い、適正な管理を実施されたい。

(措置の内容)

今回指摘のあった綾部市に設置しているファイアウォール1点については、備品整理簿に記載した。

また、広域連合事務室に保管している電算処理システム窓口端末(パソコン)5点については、リース契約の終了時に返却すべきものを引き続き借用していたため、備品シールを剥がし、備品整理簿から削除した上で、リース物品整理簿に記載した。